

平成 1 7 年 第 3 回

さつま町議会会議録

平成 1 7 年 8 月 1 1 日 開会

さつま町議会

平成17年第3回さつま町議会臨時会審議結果

期日 平成17年8月11日

議案 番号	件 名	上程日	議決日	議決 結果	付 託 委員会
議 案 第70号	専決処分の承認を求めることについて (平成17年度さつま町水道事業会計 補正予算(第1号))	17. 8. 11	17. 8. 11	承 認	—
議 案 第71号	平成17年度さつま町一般会計補正予 算(第1号)	〃	〃	原案可決	—
議 案 第72号	永野小学校屋内運動場建築工事請負契 約の締結について	〃	〃	可 決	—
議 案 第73号	ほたる舟購入契約の締結について	〃	〃	〃	—

平成17年第3回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成17年8月11日 午前10時00分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（28名）

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長	中 村 慎 一 君	議 事 係 長	福 田 澄 孝 君
議 事 係 主 査	角 茂 樹 君	議 事 係 主 査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助 役（総務）	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君
助 役（経済）	山 下 彦 志 君	水 道 課 長	楠木園 建 雄 君

鶴田総合支所長	岡村兼利君	選管事務局長	坂元満秋君
薩摩総合支所長	山口正展君	企画広報課長	和気純治君
商工観光課長	橋之口幸男君		
建設課長	前囿義広君		
総務課長	湯下吉郎君		
開発課長	北原美義君		
建設技監	東幸治君		
耕地林業課長	脇黒丸猛君		
農政課長	久保菌純隆君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第71号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第72号 永野小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第73号 ほたる舟購入契約の締結について

△開 会 午前１０時００分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。

ただいまから、平成１７年第３回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第１，会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規程によって、新改秀作議員及び新改幸一議員を指名します。

△ 日程第２ 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第２，会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間に決定しました。

△日程第３ 「議案第７０号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（濱田 等議員）

日程第３，議案第７０号，専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上章三君）〔登壇〕

おはようございます。議案第７０号，提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについてということですが、これは平成１７年度さつま町水道事業会計補正予算（第１号）について、公営企業借換債の借入に伴う経費の補正に急施を要したものであります。地方自治法第１７９条第１項の規定より専決したもので、同条第３項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては水道課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○水道課長（楠木園 建雄君）

議案集の70ページでございます。議案第70号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものであります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第70号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

この借換債の目的、そして浮いてくる経費等について、更に召集する暇がなかったという理由については、ただ今説明がございました。この公営企業借換債については、上水道の場合は資本費、それから給水原価、そして家庭用料金が全国平均を著しく上回っている場合が対象になるんだと。における資本費、給水原価、家庭料金の全国平均としてどれほど、当町は上回っているわけでしょうか。そういうところが対象になるという説明を受けておりますので、願えれば、そういった説明を。

○水道課長（楠木園 建雄君）

今回のこの公営企業債の借入れにつきましては、従来言っております、対象になります給水原価、資本費、この件については一切条件として示されておられません。

したがって、利率が7.3%以上のものについて借換えを認めるということでございましたので、資本費、それから給水原価、ここは対象となっていないところでございます。

ただ今質問にありましたその本町の上水道の料金が全国平均に比べてどうかということにつきましては、くわしく資料は持っておりませんが平均ぐらいではないのかなあというふ

うに理解をいたしているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

今回の高金利対策として借換債が実行されることは、たいへん企業の健全化のためにいいことではないかと思っているところでございます。枠配分の関係で若干まだ残っているようでございますけれども、あと高金利と言われる企業債の未償還額というのが大体どのくらい、利率的に高金利と言われるのがあとどれくらい残っているのか、その辺をお示しをいただきたいと思っております。

○水道課長（楠木園 建雄君）

この地方債の残高につきましては、現在料金改定のなかで、全てを把握するように一生懸命努力をいたしているところでございますけれども、宮之城の上水道のなかでいきますと、57年度に借入れましたものが、5,690万円借入れたものがあります。残高につきましてはちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、これが同じように7.3%,これは資金運用部資金でございます。それから59年に借入れたものが、7.1%というものが、借入額で2,000万円あるということでございます。それから山崎簡易水道でも7.1%,59年に借入れたものが7.1%が一つと、60年に借入れたものが6.3%があるというようなことです。それから久富木、これが平成元年に借入れたものの6.2%,57年に借入れたものが7.3%のものがあります。58年度に借入れたものが7.1%,それから時吉簡水で60年に借入れたもの、6%以上を今拾い上げていってますけれども、6.05%というものもでございます。それから55年に借入れたもので7.5%というものが、これが償還期限が平成21年ということですので、あと3年、4年ぐらい残っているというような状況があります。それから荒瀬簡水の分で、60年で6.05%というものもあるようでございます。

旧鶴田町の分につきましても7.1%,51年度に借入れたものの7.1%というものがあると。それから6.3%で、これは60年に借入れております。それから紫尾簡水で7.5%,55年に借入れたものがあります。7.3%,これは56年に借入れております。神子簡水で6.2%,平成元年、それから6.6%,平成2年という形があるようでございます。

旧薩摩町におきましても7.1%,58年度に借入れたもので7.1%というものがありますし、54年に借入れたもので7.15%,それからもう一つ53年に6.05%,こういったまだ高利の、6%というような高い利率のものがございますので、この分につきましては、運用部資金でございまして、借換えを認めるという形になっておりませんので、現在のところこれで償還をしていくという形になってるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

ちょっと単純な質問で申し訳ないですが、借換えということですが、これは借換えがこの分はできて、その繰上げちゅうのは全くできないちゅうふうに理解すればいいわけですか。そのほかの高金利の分をです。

もうちょっと具体的に言いますと、今の個人的な借金の場合は、以前借上げて非常に高かった分は皆さん借換えられて、あるいはこの繰上償還をされて、その金利分をすべて、少しでも払う分を安くしようと努力されるわけです。

今構造改革、財政改革を言うなかで、国のほうがどうしてこの繰上げを認めんのかと、ちょっと私も若干疑問なところもあるものですからお尋ねしますけど、繰上げちゅうのもできないというふうに理解すればよろしいわけですか。

○水道課長（楠木園 建雄君）

借換えの場合には資金の移動はございません。ですから、新たな資金需要は必要ないわけですが、繰上償還をするとなりますと、その原資があるかないかということが一番問題になってまいりますので、原資があれば繰上償還ということはできないことではないわけですが、今度は貸し付けてるところにつきましては、その借りたときのこの資金調達コスト、これに見合った貸付利率というもので設定をされておりますので、どうしてもこれが認められないという状況でございます。

前ちょっと、今どうか分かりませんが、前は一番高いものと一番低いものとセットで認めますよというような話があったようにも記憶してはるんですが、現在それがどうなっているかわかりませんが、高い利率のものを返して、そしてということになりますと、貸付期間のほうもその調達コストの関係からできないということで、現在これは認めてもらってないという状況でございます。

ただ、水道事業として、今そういった資金があるかどうかということも含めて、繰上償還ができる状態にあるかどうかというのは、十分また検討しなければならないということ、そしてまた簡水債、あるいは過疎債等を充当されているものにつきましては、やはりこの交付税措置されてる部分もございまして、はたしてその繰上償還することが企業にとって有利であるかどうか、こういったことも検討しなければならないのではないのかなあというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから議案第70号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、承認することに決定しました。

△日程第4 「議案第71号 平成17年度さつま町一般会計補正予算第1号」

○議長（濱田 等議員）

日程第4、議案第71号、平成17年度さつま町一般会計補正予算第1号を議題とします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上章三君）〔登壇〕

議案第71号、平成17年度さつま町一般会計補正予算第1号であります。

これについては、衆議院議員選挙費及び道路橋りょう河川現年発生災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,828万5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億2,728万5,000千円にしようとするものであります。

内容につきましては、総務課長のほうから説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案第71号、平成17年度さつま町一般会計補正予算第1号について、内容の説明を行います。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっています議案第71号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

先の町長・町議選挙で若干開票についていろいろ町民の皆様からお話やら批判をお伺いしたんですけれども、今回はどのような体制で開票するつもりでおられるかお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（坂元 満秋君）

開票事務の関係でございますが、今回の衆議院議員の総選挙におきましてはトリプルになっております。小選挙区と比例代表区と、それから最高裁判所裁判官の国民審査、3つの投票が行われますので、開票につきましても十分注意をしないと、また時間がかかるんじゃないかなと考えております。

それで、先ほどの町長・町議の選挙のときに若干時間がかかったようですので、そのところは今じゅうぶん検討をしまして、今回は1開票所になりますので、前回まで鶴田と薩摩のほうで開票をしていました職員も若干協力をいただきましてスムーズな流れで行きたいと思っております。

そして、立会人の関係でございますが、1つの選挙におきまして3人以上、10人以内の立会人を選任することになっております。今回の選挙におきましては、考えているところでは立会人は3人ぐらいでとまるんじゃないかなあと思っております。最高裁の国民審査のほうにおきましては立会人の選任が出てきませんので、衆議院議員の小選挙区の立会人の方に兼ねてもらおうとすることができますので、事前に立会人の方に事情を説明をいたしましてスムーズな流れで、そしてしかも公正な、適正な開票事務が行われるように努力をしたいと考えております。

○麥田 博稔議員

ちょっとお伺いしますが、期日前投票ですけれども、今までは3カ所だったわけです。支所でも今度もできるんですか。その辺の対応。

○選挙管理委員会事務局長（坂元 満秋君）

期日前の投票の関係でございますが、公示が8月の30日でございますので、31日から9月10日まで11日間、期日前の投票所を設けることにいたしております。そして、これも前回と同じように本庁と薩摩・鶴田両支所、投票所を設けることにいたしております。そして時

間が、午前8時30分から午後8時までということで行います。

それで、3つの投票所を設けますので、もう同じさつま町でございますので、自分の都合のいい投票所に行って、できます。それで、二重投票という心配もございますけれども、そのところは即連絡が取れるような形で考えております。

○**麥田 博稔議員**

どこでもできるということで安心したんですけれども、それとやはり知らないところに多分みえるときがあると思うんです。ですから、対応をやはり来たときに十分親切に、対応をしてもらうように職員の方をお願いしていただきたいと思います。

やはり、前のときにも非常に対応が悪いとか、いろんな批判が出てますので、やっぱり、もし旧薩摩の人が宮之城に来たときに、全然顔も知らない人ばっかしだと、やはりその辺のあれがあると思いますので、十分職員の方の指導を、親切にするようにということでお願いしときたいと思います。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。米丸議員。

○**米丸 文武議員**

災害復旧の補正がここに出されて、道路と河川です。大雨のために河川1件、道路4件というような予算が計上されておりますが、この箇所について、どういうところだったのかご説明いただきたいと。

それともう一つ5月でしたか、それぞれ町内のいろんな危険箇所とかそういうようなものも点検されておりますが、それがどのような状況であったのか、今後台風等を控えるに当たってどのようなものをするべきなのか、お考えかそこをちょっとお聞きしたいと思ってます。

○**建設課長（前園 義広君）**

災害の関係であります。今回災害を5件、先ほど出ましたように道路関係が4件、河川が1件ということで、本庁関係が道路が2件、この2件につきましては、もう8月1日から2日にかけて査定が終わっております。場所につきましては本庁の広瀬地内、それから山崎のところでございます。これにつきましては全部路肩の決壊でございまして、ブロック積みとウォールコンをするということで、L型擁壁をするということで査定を受けたところでございます。

それから本庁の河川の関係であります。木渋川でありまして、広瀬のほうになりまして、護岸が決壊をしたということでございます。これにつきましては、9月の中旬に査定があるということでございます。

それからあと2件、道路関係でございまして、薩摩総合支所のほうから中津川佐志線と搦野坂（からげのさか）線ということで、中津川と求名がそれぞれ路肩の決壊ということで報告を

受けておりますので、本庁のほうの河川と合わせまして3件を9月の上旬に査定を受ける準備をしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

危険箇所の点検につきましては例年行っているところでございますが、関係機関と町内の精査を行って、防災の危険箇所については事前にその区域の方、あるいは世帯について予防策、もしくは事前勧告を行いますと同時に、行政でできる範囲、あるいは防災計画に載して事業でできるところ、そういったことを勘案しながら危険箇所の点検を、危険箇所については十分それを反映した形で施策に講じていくということでございます。

○米丸 文武議員

今この危険箇所のほうについてでございますけれども、どのような状況であったのか、まだまとまりとか、そういうのはできてないということですか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただ今資料を申し訳ございませんが、持ち合わせておりませんので後ほど報告をさせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

○議長（濱田 等議員）

今資料を準備しておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

5月28日の点検結果でございますが、まずA・B・C・Dランクに分別してございますけれども、Aランクは崖崩れ等の発生または恐れ兆候のある場合ということで、町内127カ所でございます。Bランクにつきましては、崖崩れ等の発生または恐れ兆候がある場合に準ずるものということで、135カ所。Cランクにつきましては、そのA・Bランクに該当しないけれども客観的にみて危険性の高い箇所というのが、130カ所。それからDランクにつきましては、A・B・Cに該当しない危険と思われる箇所ということで、これが23カ所。計415カ所でございますけれども、今回の災害につきましては、その点検結果のなかには含まれておりません。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから議案第71号、平成17年度さつま町一般会計補正予算第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 「議案第72号 永野小学校屋内運動場建築
工事請負契約の締結について」、日程第6 「議案
第73号 ほたる舟購入契約の締結について」

○議長（濱田 等議員）

日程第5、議案第72号、永野小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について、日程第6、議案第73号、ほたる舟購入契約の締結について、以上の議案2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上章三君）〔登壇〕

まず、議案第72号、永野小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてであります。

これについては、永野小学校屋内運動場建築工事請負契約を締結するため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号、ほたる舟購入契約の締結についてであります。

これについては、ほたる舟購入契約を締結するため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔降壇〕

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

それでは、議案第72号、永野小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について、ご説明

を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

議案集の73ページでございます。議案第73号、ほたる舟購入契約の締結について、ご説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっております議案第72号及び議案第73号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号及び議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。まず、議案第72号について質疑はありますか。

○平田 昇議員

私は今回の入札における予定価格に対する落札率を大きく注目しておりました。計算いたしますと、工事の落札率が約96％。ついでに申しますと、ボートの購入で99％です。

はじめにお断りいたしますが、中央では道路公団、身近では今朝方の朝刊が日置市について伝える談合疑惑、私はこうした入札における談合疑惑という視点に立って質すつもりはございません。

本日の議案、工事請負入札が公正な条件のもとで行われ、その競争の結果が現在の財政が期待する安値に落ち着いたと町長は思われるか。町長はこの落札率をどう受け止められるかお伺いしたい。

○助役（宮之脇 尚美君）

入札執行のほうを私のほうでやっておりますので、とりあえず答弁をさせていただきますが、今回の落札率の関係でございます。先般報道等にございますように道路公団等のそういう落札率の高止まりというのがご指摘をされておりますし、また談合の問題等についても過去にないような例でいろいろ調査機関からの摘発を受けているというのが実態でございます。

今回の建設工事に係ります落札率でございますが、かなり競争原理が働いたというようなふうに理解をいたしております。建物につきましては、かなり製品等も変化が生じております

が、条件といたしましては先般の議会でもございましたように、できるだけ地元の業者のほうにも発注の機会を与えようということもございまして、地元の業者も入っております。したがって、そういう部分でとにかくそういう資材等につきましても極力地元で調達をしていたきたいと、そういうような現説での説明を行ったところでございます。

これが安いからいいということにもならないわけでございます。確かに学校施設でございますので、それなりの成果品というのは求めなければなりませんし、また、工事現場からいたしますと非常にこう工事がやりにくい場所でもございますが、ああいう条件のなかでこのような落札率というのは割と条件的にはいいんじゃないかなろうかというようなふうに考えているところでございます。

要するに管理経費等も統一した管理経費で行っているわけでございますが、工事の難易等から申しますと、やはり工事の場所等にも若干変動があるわけでございますので、そういう部分についてはご理解をいただきたいと。

それから、今回のホテル舟の関係でございますが、これについては、こういう規格をあらかじめ定めて発注をいたしましたわけでございますが、既製品ではございません。これは特注になるというようなことでございまして、どうしても手間がかかるというようなこともございます。

したがって、そういう部分では特注品になりますとかなり割高になるわけでございますが、私共が予定をいたしました予算の範囲内で購入ができるというようなことでございまして、そういう部分でもかなり努力をいただいたというようなふうに理解をいたしているところでございます。

○平田 昇議員

全国には90％台、97％あるいは98％だった落札率をいろいろな努力によって、数年間のうちに80％とか、ところによっては70％まで落とした例もあるわけです。それは金額にして数十億円という金額にもあがるわけですが、こうした努力を重ねることによって、いわば見事な行革だと言えるところまで評価される自治体があるわけでございます。

こういう取り組みをしている自治体の評価をどう町長はされるでしょうか。どういう取り組みをされているかご存知でしょうか。入札というのはひとつの行革だという考えのもとで取り組んでいる。これについて町長はどういうお考えでしょうか。

○町長（井上 章三君）〔登壇〕

入札を、行革につながるようにできるだけ安く落とせないかと、そういう努力をどう考えているかというご質問であります。そういう点での努力をするということに対しては、やはり行政としては努力をしなきゃいけないというふうに思っております。

具体的にどこでどういう努力がなされてるかということをつぶさには理解しておりませんが、

いろいろ町づくりに関する情報誌などもありまして、そういうので一部私も目にしたりしてることはございます。

そういう点で、担当課を中心として、やはりいろんな情報収集をしながら、そのような安くあげるという方法がないかという努力はするべきであるというふうに思うところであります。

ただ安ければいいというだけではまた、内容がしっかりしたものができなければいけないということは当然のことです。そのことも含めて努力の必要は認めているということでございます。

〔降壇〕

○平田 昇議員

透明性・公平性・堅実性、これらを3つとも強調されたようでございますが、設計どおり良質の施工完成を期するためには、どんな検査体制を取ろうと考えておられるか、これまでお聞きしておきたいと思います。

○助役（宮之脇 尚美君）

工事の完成度をいかに求めるかということが主になるかと思うんですが、今回は、建設技監のほうを、職を開発課のほうに異動をいたしております。従来7月いっぱいには建設課のほうに所属をいたしておりましたが、開発課のほうに異動をいたしておるところでございます。

ただ今ご指摘のとおり、こういう談合情報、あるいは日置市のああいう例もございますが、そういう極力そういう疑惑を招かないような体制を整えたいということで、開発課長のほうもかなり企業誘致とか、いろいろ業務が多岐にわたっておりますので、ひとつ専門的にそういう契約事務から工事完成までをそういう監視体制を強化したいということで、開発課に所属をさしていただいたということで考えているところでございます。

それから、先ほどありました設計額、実施額の関係でございますが、設計額が当然あがってまいります。そういう部分では、建築技師のほうで今回の場合はこういう永野小学校の体育館でございますが、実施計画ではかなりまた、その段階で、実施額の段階ではそういう行程ごとのいろんな削減を図りながら、コスト削減に努めているということでございます。

いずれにいたしましても、こういう工事関係につきましては非常に注目があるわけですが、私共もそういう不正、あるいはこの公費の支出についても軽減が図られるような努力というのは、今後も惜しまないで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○日高 政勝議員

議案第72号の関係でありますけれども、特定建設工事共同企業体、いわゆるジョイント・ベンチャーを今回組まれたわけでございますけれども、このJVを組まれた基本的な考え方をまずお示しをいただきたいと思います。これについては、新町になって改めて基準を定

められたのか、その辺をお示しをいただきたいと思います。

それから、Aグループ、Bグループそれぞれこういう組み合わせをされたわけですが、それぞれ出資の割合をお示しをいただきたいと思います。

それから、今回の入札に当たりまして、ロアリミット（最低制限価格）を設定をされたのかどうか。

それからもう一つは、予算を計上されたのが2億1,600万円でしたが、このうち1,000万円が解体工事ということでございましたが、予算と比較しましてどの程度の額の差額になっているのか。予定価格としますと667万1,000円でございますけれども、予算としましても相当残っているようでございますけれども、あとその追加工事を予定されているのかどうか、あるいは減額補正をされるのか、その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

以上です。

○開発課長（北原 美義君）

今回、永野小学校の建築工事につきましては、JV、いわゆる特定建設工事共同企業体で行うことにいたしましたわけなんです、この理由としまして、こういう大規模の建築工事はなかなか出てこないということで、機会が少ないということでございます。

そして、地元への発注機会の拡大という観点からですが、1億円以上ですので当然Aクラスが対象になるわけなんです、町内の建築業者はAクラスが、事業所があるところを含めまして2社でございます。そして、あとBのクラスのほうが1社、Cが5社、そしてDが4社ということでございますので、単独で発注しますとこの2社しか対象にならない、あとは町外になるということもございまして、なるべくこの町内業者の入札機会を増やすということでジョイント・ベンチャー、いわゆる特定建設工事企業共同体で行うことにいたしましたわけですが、これに伴いまして、地元への経済効果も、雇用あるいは資材購入等の面でも増えてくるということでございまして、従来旧宮之城町が行ってましたことを基準に進めてきたところでございます。これまで宮之城町では盈進小学校の屋体、山崎小学校の屋体、それと山崎小学校の校舎改築、これをすべてジョイント・ベンチャーの方式で実施をいたしているところでございます。

それと出資の割合でございますが、これにつきましては県の基準を参考にいたしまして、2社による企業体ということでございまして、2分の1、2社に6分の1を掛けてという、30%以上ということになりますので、これで企業を組んでいただきたいと思いますということをお示しをいたしております。全部、すべての10企業体とも70%、Aのほうが70%、Bのほうが30%という割合で企業体が構成されております。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

総体の事業費とのからみでございますが、総事業費、工事請負費としましては2億1,600万円ほど予算のほうをお願いしたところでございます。そのうち解体のほうは既に発注をいたして工事を進めております。工期としては8月いっぱいでは終わると。そのあと本体のほうは入ってくるという形でございます。

今回ご提案申し上げておりますのは、あくまでも本体だけの工事でございます。このほかに附帯としまして電気設備工事、それから給排水衛生設備工事がでてまいります。以上を含めて、総額で予算額としては2億1,600万円ということになるわけでございます。

終わります。

○日高 政勝議員

ジョイント・ベンチャーの基準につきましては、地元企業の育成という面も確かにありますけれども、工事費として大体どのくらいの額を基準とされているのか、その辺を何か定めがあればお示しをいただきたいと思います。と思っております。

それと、解体工事につきましては1,000万円ということではございましたけれども、どのくらいで執行されたのか、その辺もお示しをいただきたいと思います。

それから、先ほどお尋ねしましたロアリミット、いわゆる最低制限価格を設けられたのかどうか、その辺はいかがですか。

○開発課長（北原 美義君）

建設工事につきましてはの基準と申しますのは、設計額で申しますと1億円以上をとというふうにしております。最低制限価格につきましては、今回設けておりません。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

解体工事の関係でございます。入札を執行いたしましたのが7月27日でございます。町内業者17社による入札でございます。落札業者は株式会社坂元工務店でございまして、請負金額といたしましては1,081万5,000円ということでございます。工期につきましては、8月3日から8月31日までということになっております。

○議長（濱田 等議員）

72号について、ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

工期についてですけれども、3月27日までということになっておるようでございますが、卒業式との関係を考えてときに、この日でもいいのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

今回の本体のほうの契約につきましては、最終の工期が3月27日までというふうに契約をいたしております。しかしながら、3月22日が卒業式にあたります。したがって、業者のほうといたしましては3月22日卒業式が举行できるような形で、すいません3月23日です。それまでには使用可能な状態に、これは検査を含めて、全ての検査を終えて、使用できるような状態に施工してほしいということで、業者には伝えているところでございます。

○岩元 涼一議員

その以前に終わらせるようにということで業者のほうにはということですが、それならもうあっさりとして3月20日なら20日、それぐらいまで縮めておいたほうがいいのではないかなという気がいたすわけですが、卒業式に間に合うということでございますので、卒業生、子供たちにしましてはやはり新しい体育館で卒業式ができるということは、非常にうれしいことかと思えます。

それと、先ほど助役のほうからも出ましたが、場所の関係でどうしても工事がしにくい面が出てきます。それで一番懸念しますのが子供たちとの事故と言いますか、これは絶対あってはならないことであると。それとこの配置図を見てもわかりますように、現場の上のほうに学童クラブがございまして。ですから、子供たちの行き交うと言いますか、そこは十分、子供たちが移動する場所でもございまして、この点については学校関係もですが、業者の方には特に事故だけはないように、この指導だけは徹底していただきたいと、これだけをお願いいたします。

○楠木園 洋一議員

仕様書の4番目です。コンクリートの2番目と4番目のところ、タイルを貼ると書いてありますけれども、そのメインになるからタイルを張るのか、タイルはどんな色なのか。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

色、カラーです。色とのあわせにつきましては今後になると思います。現在の段階では一応こういった形になると。しかしながら、最終的には天井の色とか、あるいは壁材の色とか、そういうもの等については、今後いろんな意見を聞きながら選定していきたいというふうにあります。

○楠木園 洋一議員

そのタイル貼りにしなくてはならなかったわけとか、そのメインになるのか、そういうところは。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

この正面部分のタイルの部分です。ここにどうしてタイルを使うかということにつきましては、私も構造上の問題もあるのか、あるいは美観上の問題もあるのか、その辺は把握いたして

おりませんので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。しばらくお時間をください。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

資料の3ページのこの4番のところだと思います。4番のところでは、45角の磁器質タイル貼りということで設計がなされております。これは全体的なレイアウト、あるいは設計をする段階で、こうした設計をしたほうが最終的に全体的なバランスと言いますか、そういった面でベストだという判断のもとに設計が組まれたというふうに思っております。

○別府 静春議員

解体工事の件について質問をいたしますが、契約額1,081万5,000円と、仮にということで誠にすいませんが、仮に木造であった場合どれぐらいになるものであるものか。建築課の建築係のほうで試算をしていただいて、あとで教えていただきたいと、それだけ要望させていただきます。

○木下 敬子議員

これは要望なんですけれども、屋内運動場の場合に意外と音響効果が悪くて、反響するということが今までも多かったと思うんです。そこをちょっと留意して、工事を進めていただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

72号につきまして、ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

先ほどの工期の件ですけれども、1週間早めて3月20日というような、契約のなかにそういう形で載せられないものかどうか伺います。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

基本的には3月の22日以前です。すべてが完了という形が理想的な契約の方法かと思いますが、ただ、若干の予備と言いますか、余裕をもった形で契約を行っておく必要があると。と言いますのは、不慮の場合をある程度想定する必要もございます。どんな事態が発生するかわかりません。業者としては3月の23日には必ず使える状態に努力をするということですのでございますから、そういった面等を加味しまして、一応工期としては27日まで長く取ってあるということでございます。

○岩元 涼一議員

その不慮の事故が発生して延びてしまうとどうしても卒業式に使用できないということになってしまうということですので、それなら一層、そういう想定を見込んで22日までに必ず仕上げるようにという形の契約を結んだほうが、確実にできるのではないかなという気がしますがいかがでしょうか。

○助役（宮之脇 尚美君）

ただ今の工期の関係でございますが、この工事関係につきましては、それぞれの工事内容によりまして標準工期というのがございます。この標準工期を短縮をする部分については、差し支えない範囲での短縮というのはできるわけでございますが、解体を8月いっぱいには終わりますと、この工期内で済ませるということで、基本的にはそういう省令等で定められております標準工期というのを設定をいたしております。

ですから、先ほどから教育委員会の総務課長からもございますように、卒業式にはどうしても間に合わせたいということで、作業は進めていただくということでお願いをいたしておりますので、そのようなふうにご理解をいただきたいと思います。

○平八重 光輝議員

多目的のトイレについてお尋ねいたします。これは障害を持たれた方用のトイレで、たくさんの方の地域の方も使われるということでこれを造ってあるんだと思いますが、これはオストメイト用のトイレは考えたのか、考えてないのかお伺いいたします。

○議長（濱田 等議員）

平八重議員、もう一遍しっかいと言うてください。

○平八重 光輝議員

ちょっと私はトイレにポリシーをもって、ポリシーちゅうかこだわりがあつて、例えばちくりん館の外に建ててあるトイレ、それから薩摩総合支所の建物を造られるときに、私は宮之城町の住民でしたけれども、建設の担当の方に言うてお願いをしました。是非オストメイト用のトイレで造っていただきたいと、まったく権限も何もありませんのでお願いに行つて実際造つてあるかどうかは確認はしておりませんが、オストメイトというのは人工肛門を持っておられる方用のトイレなんです。

と言うのが、人口肛門はパウチちゅうのを袋をはるわけです。これが非常に汚れます。汚れると洗濯に大体1時間かかる、洗濯ちゅうか洗うのに。真冬の寒いときにああいうところで洗うというのは、非常にたいへんなことなんだそうです。だから是非、お湯が出る設備をつけてください。この多目的の身障者用にお湯が出るようにするだけのことなんです。給湯設備をつけてくださいと、非常に助かりますと、洗うのに助かりますと。

予算にして約30～50万円ぐらいかかるかもしれません、たくさん。人口の割合からいけば、この旧宮之城町1万7,000人のなかに、約20～30名の方がいらっしゃるだろうと、割合から言われております。しかしその方は自分で口にだされることは恐らくないと思います。ただそういう方が、ああいうところに行かれたときに、トイレに行かなければならないときに非常に困っておられると、そういうために外にはあんまり出ないということが非常に多いとい

うことで、そういうことがないようにできるだけこういうトイレを造ってくださいというふう
にお願いに回っております。

今県立公園のほうにも前もってちゃんと造ってあります。だから、今から新しく造られるト
イレについては是非ひとつは、ここの新しい庁舎ができるかどうかわかりませんが、こ
ういうのを是非検討して造っていただくようにしていただきたいという意味で、検討をされま
したでしょうかというふうにお尋ねをしたところです。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

申し訳ございませんでした。私がちよっと理解ができませんで、すいませんでした。

今回設置をしようとする多目的便所です、トイレです。これにつきましては、今おっしゃっ
た設備は設置がなされておられません。通常の洋式トイレと、車椅子とかそういうスペース的な
ものはございますけれども、通常のやつでございます。

基本的には学校開放というからみもございまして、地域の方々が体育館を使われる頻度とい
うのも出て来るのかとも思いますが、あくまでもこれは教育施設でございます。基本的にはで
す。

ですから、学校の児童が中心に使うと。使わない時間帯を利用して校区の方々、あるいは団
体の方々が利用されるということになりますので、あくまでも児童、生徒の立場に立った考え
方での設計ということでおります。

○平八重 光輝議員

確かに学校に建ちますから教育設備ですけれども、今世の流れとしては県を含め、国を含め、
公共施設にはこういうのを造るというふうには、流れとしてあるように私は記憶しております。

予算的な面もありましょうから、私は30万円、50万円が、お前が出せと言われれば、出
そうかと思うぐらいの気持ちなんですけれども、それはできませんけれども。是非、そういう
立場の方を考えた設計とか計画を、この学校にはもう私はこれ以上言いませんけれども、これ
からもやっていただきたいと申し上げます。

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、議案第73号について質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

ホテル舟の関係でお伺いしますけれども、今回21名乗り7艇ということでございましたが、
山んなけおっ人間からすれば舟ちゅうのはなかなか縁がございせんから、簡単な質問をさし
ていただきますが、自動車なんかを買えば1年補償とか、いろんな3年補償とかいろいろある
と思います。このホテル舟の関係の補償関係です。どんな問題が起きたときのそういう補償が、

問題が项目的にあるものか。そしてまた、そういう補償期間というのがどれくらいの期間をとってあるものか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

ホタル舟の補償関係についてでございますけれども、一応瑕疵担保というようなふうのことで、契約のなかで、「物品の検査に必要な費用及び引渡し前に生じる物品の損傷関係による一切の費用は乙の負担とする」ということ、それとまた「物品の引渡し後１年間は、その隠れた瑕疵関係について保守の責任等を負う」というようなふうのことで、一応契約で定めてございます。

なお、舟の、備品の購入関係でございますけれども、これにつきましては、一応１艘１艘、造船所のほうで造っていただくというようなふうの備品の購入体系になるわけでございまして、納期を全体的には平成１８年の３月の２０日までというようなふうのことで、一応設定をさしていただいているところでございます。

そういうことで、そのなかで１艇１艇、この舟の検査関係も受けていただきながら、それに合格したものを一応納入していただくというようなふうの形で対応さしていただいております。

以上です。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

今回７艇で１０艇になるわけですが、支所長に、前回の３艇購入したときとの、今回のとで大体１艇当たりの差額と言いますか、今のこれで見ますと１万７，０００円ぐらいの１艇当たりマイナスと言いますか、予定価格に対してでてきているわけですが、従来の購入艇と、ちよっとその差がどうなったのか、そのところをちょっと詳しく教えてください。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

現在所有をしております３艇についてであります。これについては建造をしたものではございませんで、平成１５年に商社のほうから、２社のほうから一応寄贈をいただき現在処理をしているというようなふうの状況でございまして、価格についてはちょっと承知をいたしていないわけですが、今回の部分につきましては７艇というようなふうのことで、全体でただ今お示しいたしておりますこの金額ということで、このなかに一応船外機もついているというようなふうのことで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○麥田 博稔議員

私も川口議員と同じことを聞こうと思ってたんですが、見積りをつくられたわけですから、

ある程度前の単価というか、それがどれくらいかかるもんかというのはあったと思うんですけど。そしてまた随契になってますから、その辺を調査しないと7艇で1, 100万円とかちゅうのはでてこないんじゃないですか。

ですから、前の舟3艇あるわけですから、寄贈を受けたにしても大体どれくらいかかったものかというのは、普通はもらったら尋ねますよね。その辺は全然わからないんですか。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

前の3艇については、価格についてはちょっと、はっきり調べていないわけでございますけれども、こういうようなふうの7艇の今回の申請関係に伴います見積りというのは、寄贈いただいた造船所のほうに一応見積もりを、予算見積りというようなふうの形で出していただいているようなふうの状況でございます。

それに基づきまして、電源地域の交付金関係の申請をやったり、予算の措置をさしていたりというようなふうのことで進めてきているわけですが、予算見積り関係の金額といたしましては、一応舟につきましては全体で1, 078万円というようなふうのことで見積りをいただいているところでございます。

これにつきましては、船外機も一応1艇ずつつけていただいて、1艇当たりの単価が133万4, 350円というようなふうの形で一応見積りをいただいておりますけれども、現在もっております3艇についての1艇当たりの価格というのについては、ちょっと承知いたしておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

今度の随契の相手は、その算定くださったところと理解していいですか。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

今回の執行関係につきましては、一応5社のところから、一応随意契約という形で見積りを提出していただきまして、その最低ということで、一応今回決めさしていただこうとするものでございます。

○麥田 博稔議員

質問の意味がぜんぜん、答弁がちごわお。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

今回の落札された会社は、建造されたところの造船会社が一応落札されたということで、寄贈をされたところはこの造船会社が寄贈をされたわけじゃございませんので、ほかのところから一応寄贈をされておりますので。

○麥田 博稔議員

ほかのところが、ここで造られたということですね。わかりました。

それと、今保管場所があるわけですが、いろいろと入ってます。7艇増えたときにあの保管場所で十分入りますか。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

一応艇庫ということで建設をさしていただきまして、それに入るようなふうの形で対応をさしていただいているところです。

○日高 政勝議員

1点だけお尋ねをいたしますが、今回は指名競争入札ではなくて5社による見積競争入札ということで、いわゆる随意契約をされておりますけれども、この随意契約をされた理由についてお伺いいたします。

地方自治法の施行令の167条の2にそれぞれ随契の場合は規定をされておりますので、その条項はどれを適用されたのかお伺いいたします。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

随意契約にいたした理由というふうなことでございますけれども、舟につきましては既製品があるわけではございませんで、いろんな造船所に製造関係、また価格関係、調べさしていただきながら、このようなふうの措置をさしていただいたわけでございますけれども、一応先ほどございましたとおり、寄贈をいただいて造っていただいたところが大迫造船所というふうなふうのことでございます。

ここにつきましては、以前から本町のほうで今イベントとしております龍舟祭のドラゴンボートの製作関係につきましても一応、依頼をして造ったというふうなふうの経緯等もあるわけでございますけれども、そういうふうな関係もございまして、ほかのところの造船所のほうとも見積比較をさしていただきながら、どういう方法がよかろうかということで検討さしていただいております。これにつきましては、やはり型枠製作の関係やら、その以前のそういうふうな関係等によりまして、なかなか型枠製作関係にも金が余計かかるというふうなふうのことでございまして……

○議長（濱田 等議員）

支所長。質問者は地方自治施行令の、その第何号を使ったかという質問です。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

はい。地方自治法167条の2の第5項の規定によりまして、一応このようなふうの決定をさしていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○日高 政勝議員

5号適用ということになっておりますけれども、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある」というようなことで、時価がどの程度であるのか、これの

結果によりますと11万4,400円ということではありますが、これで時価より低いということの評価になっているわけですか。

○鶴田総合支所長（岡村 兼利君）

入札の見積り関係に伴います開札につきましては、一応1回で一応予定価格に達しているというようなふうの状況等ございまして、執行調書、見積り1回というようなふうの形で契約をさせていただくというようなふうの状況でございます。

なお、他の業者との比較につきましては、大分こう金額に差があるようでございます。

以上です。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただ今まで審議を中止しておきました議案第72号、及びただ今の議案第73号について、一括してほかに質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

72号についてお伺いします。先ほどから審議がありましたけれども、一応2億1,600万円で、解体に1,000万円使って、今度が1,600万円ぐらいだと、4,000万円ぐらい、それが電気とか給排水の大体の単価に、予定になるんですか。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

総額予算としましては、ただ今おっしゃった2億1,600万円でございます。解体費が既に1,000万円。今回提案を申し上げましたのが1億6,300万円ですので、あとの差額については、先ほども申し上げましたが、電気設備工事、それから給排水衛生工事、これが、この本体が議会の議決をいただきました後に入札にかけたいということで、現在準備をいたしているところです。

○麥田 博稔議員

あとをちゅうか、その金額が4,000万円ぐらいみてますかということです、質問は。

○教育委員会総務課長（上久保 澄雄君）

設計総額で2億1,600万円という形を一応予算のほうで設定をしておりますので、おっしゃるとおり差額がその電気給排水、衛生設備にまわるということでございます。

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これから順番に採決します。

まず、議案第72号、永野小学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、可決されました。

○議長（濱田 等議員）

次は、議案第73号、ほたる舟購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、可決されました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成17年第3回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員